

自立支援医療（精神通院医療）手続きの流れ

- 自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期間は1年間です。更新申請は、有効期間が終了する概ね3か月前から受け付けています。
- 申請には医師の診断書が必要ですが、添付が省略できる場合があります。
- 申請書は、お住まいの市町村にご提出ください。申請書は、市町村から県精神保健福祉センターに送付され、センターが判定を行います。センターで受給者証を作成し、お住まいの市町村を通じて申請者の方に受給者証を交付します。
- センターは、原則月2回判定を行い、これに合わせて、市町村からセンターへ申請書が送付されます。
- なお、市町村への申請から受給者証の交付まで、提出書類に不備がない場合で概ね2か月程度かかりますので、お早目の申請をお願いします。
- 申請に必要な書類等については、市町村窓口にお問い合わせください。

